

年次報告書

1961會計年度



琉球水道公社

IA②
SK0050
=企業局=

序 言

琉球水道公社（公社）は、琉球住民の使用に供し、産業の発展をはかるために水を供給する目的で、1958年9月4日附の高等弁務官布令第8号によって、琉球列島米国民政府の一機関として設立された。この使命達成のため、公社は2,800,000弗の費用で一連の建設工事を計画した。全計画は、1962年に完成の予定である。この計画が完成すれば、沖縄本島の住民に、1日5,000,000ガロンの浄水の外に、1日2,000,000ガロンの原水が供給される。

公社は、次の基本方針のもとに運営されている。

- 1、できるだけ多量の水を、できるだけ安い値段で琉球住民に供給する。
- 2、市町村が自己の水道施設を建設し、これを統合水道施設に連結することを奨励する。

市町村の施設を統合施設に統合することは、稀少な原水を効率的に利用し、かつ、浄水所や配水施設の重複建設を省くことになる。

1961会計年度に於いては、市町村の積極的な水道施設建設及び統合施設への参加が目撃された。

1960会計年度末現在に於ては、那覇、コザ及北谷の3市町村が統合施設に参加していたが、1961会計年度中に更に宜野湾、読谷及美里の3村が参加した。1962会計年度中に、浦添村及具志川村が参加する予定である。

1960年6月30日現在で、那覇市及中部沖縄の人口の30%が公社から給水をうけていたが、1961会計年度末現在までに、この数字は45.7%に増加している。

琉球住民の飲料水に対する需要は急速に増加しつつある。1961会計年度の、公社水道使用者の消費水量は、1960会計年度の使用量の84%も増加している。公社は、2,800,000弗計画を完成する外、新水源を開発することによって、増加需要量を充たすため努力するであろう。

琉 球 水 道 公 社

総 裁 W. A. ケ リ ー

公認会計士の意見書

琉 球 水 道 公 社

理 事 会 殿

我々は琉球水道公社の1961年6月30日現在の貸借対照表及び同日終了の会計年度における損益及び剰余金計算書を検査した。我々の検査は一般に認められた監査基準に準拠して行われ、従って、当該事情の下において必要とみなされた諸会計記録の試査及びその他の諸監査手続を含むものである。

1960年6月30日現在及びそれ以前の財務及び統計資料は他の公認会計士によって作成され、本報告書においては参考資料としてのみ使用されている。我々には、本報告において使用されているこれらの資料に関する責任はない。

我々は1961年6月30日以後において監査の依頼を受けた事情のため、未収及び未払金勘定の残高の書類による確認手続きは実際的でないため、当該勘定は会計年度終了日以降の事実を検査せざるを得なかった。同様に我々は得意先前受金の確認も出来なかった。

我々の意見によれば、上記の限定をもって、添附の貸借対照表及び損益並びに剰余金計算書は、前年度のそれと同一の基準において適用された一般に認められた会計原則に準拠して1961年6月30日現在における琉球水道公社の財政状態及び同日終了の会計年度における経営成績を適正に表示している。

アーサー・J・デリンジャ・アソシエーツ

公 認 会 計 士

琉球水道公社

表 A

比較貸借対照表

1960年6月30日及1961年6月30日現在

	1961年6月30日	1960年6月30日
資産の部		
流動資産		
現金預金	\$ 936,294.74	\$ 93,910.71
未収金(註一1)	36,487.25	27,927.88
未収利息	3,822.48	—0—
流動資産合計	976,604.47	121,838.59
固定資産(表A-1)		
機械設備	\$ 443,758.68	\$ 1,577.00
減価償却引当金	4,157.63 439,601.05	957.00 620.00
車輜	5,645.00	2,450.00
減価償却引当金	1,419.05 4,225.95	408.30 2,041.70
什器備品	2,064.75	1,565.75
減価償却引当金	282.10 1,782.65	81.25 1,484.50
固定資産合計	445,609.65	4,146.20
その他の資産		
事務所賃借保証金	200.00	200.00
自動車購入保証金	50.00	—0—
工事費前渡金(註一2)	127,861.31	—0—
建設仮勘定(註一2)	1,203,134.00	1,018,480.68
その他の資産合計	1,331,245.31	1,018,680.68
資産合計	\$ 2,753,459.43	\$ 1,144,665.47
負債の部		
流動負債		
米国合衆国政府への債務	\$ 39,448.98	\$ 23,341.81
その他の負債		
水道料保証金(註一3)	20,885.58	3,548.00
	60,334.56	26,889.81
資本の部		
米国合衆国政府からの資金(表A-2)	\$ 2,472,049.00	\$ 1,020,057.68
剰余金合計	221,075.87	97,717.98
資本金合計	2,693,124.87	1,117,775.66
負債及び資本合計	\$ 2,753,459.43	\$ 1,144,665.47

琉球水道公社
固定資産及び減価償却引当金明細表

自 1960年7月1日 至 1961年6月30日

取得年月日	1960年6月30日現在	購入価格	固定資産額 1961年6月30日現在	耐用年数	引当 1960年 30日
施設					
鋼鉄パイプライン4'×3.210'	1959年7月1日	\$ 1,008.00	\$ 1,008.00	2年	\$ 75
ガルブパイプライン2'×970'	1959年7月1日	180.00	180.00	2年	13
錬鉄パイプライン 1'×754'	1959年7月1日	389.00	389.00	8 $\frac{1}{4}$ 年	(
メーター2"バツヂヤ#5022454	1961年4月30日		180.00		
メーター2"バツヂヤ#5022470	1961年6月30日		180.00		
水道分水口	1961年5月31日		112.34		
水道分水口	1961年6月30日		106.34		
		1,577.00	578.68		95
比謝川原水施設	1960年7月1日		214,472.00	75年	
瑞慶山ダム	1961年6月30日		227,131.00		
		1,577.00	442,181.68		95
車輜					
1959年型シボレーピクアツプ	1959年9月9日	2,450.00	2,450.00	5年	40
1960年型ユンソル	1960年7月18日		1,895.00	5年	
1960年型ダットサンピクアツプ	1960年11月7日		1,300.00	5年	
		2,450.00	3,195.00		40
什器備品					
フライデン計算器	1960年1月5日	850.00	850.00	10年	4
計算器	1960年3月10日	120.00	120.00	5年	
タイプライター	1960年3月12日	235.00	235.00	10年	
ファイリングキャビネット	1959年10月22日	90.00	90.00	10年	
ファイリングキャビネット	1960年3月12日	83.00	83.00	10年	
カーデツクスキャビネット	1960年3月10日	50.00	50.00	5年	
カーデツクスキャビネット	1960年3月10日	40.00	40.00	5年	
書類棚	1960年7月5日		23.00	5年	
金庫	1960年7月18日		176.00	10年	
鉄製キャビネット	1961年5月17日		300.00	10年	
椅子 10脚	1959年9月21日	97.75	97.75	10年	
		1,565.75	499.00		8
合計		\$ 5,592.75	\$ 445,875.68		\$ 1,44

貸借対照表

日及1961年6月30日現在

年6月30日	1960年6月30日	
\$ 936,294.74	\$ 93,910.71	
36,487.25	27,927.88	
3,822.48	— 0 —	
976,604.47	121,838.59	
	\$ 1,577.00	
38 439,601.05	957.00	620.00
	2,450.00	
35 4,225.95	408.30	2,041.70
75	1,565.75	
10 1,782.65	81.25	1,484.50
445,609.65	4,146.20	
	200.00	200.00
50.00	— 0 —	
127,861.31	— 0 —	
1,203,134.00	1,018,480.68	
1,331,245.31	1,018,680.68	
\$ 2,753,459.43	\$ 1,144,665.47	
	\$ 39,448.98	\$ 23,341.81
20,885.58	3,548.00	
60,334.56	26,889.81	
10 \$ 1,020,057.68		
17 97,717.98		
2,693,124.87	1,117,775.66	
\$ 2,753,459.43	\$ 1,144,665.47	

琉球水道公社
固定資産及び減価償却引当金明細表

自 1960年7月1日 至 1961年6月30日

取得年月日	1960年 6月30日 現在	購入価格	固定資産額 1961年6月 30日現在	耐用 年数	引当金 1960年6月 30日現在	償却準備額	引当金 1961年6月 30日現在	固定資産 現在 帳簿価格
施 設								
鋼鉄パイプライン4"×3.210'	1959年7月1日	\$ 1,008.00	\$ 1,008.00	2年	\$ 756.00	\$ 252.00	\$ 1,008.00	\$ — 0 —
ガルブパイプライン2"×970'	1959年7月1日	180.00	180.00	2年	135.00	45.00	180.00	— 0 —
錬鉄パイプライン 1"×754'	1959年7月1日	389.00	389.00	8 1/2年	66.00	44.00	110.00	279.00
メーター2"バツヂヤ#5022454	1961年4月30日	180.00	180.00					180.00
メーター2"バツヂヤ#5022470	1961年6月30日	180.00	180.00					180.00
水道分水口	1961年5月31日	112.34	112.34					112.34
水道分水口	1961年6月30日	106.34	106.34					106.34
		1,577.00	2,155.68		957.00	341.00	1,298.00	857.68
比謝川原水施設	1960年7月1日	214,472.00	214,472.00	75年		2,859.63	2,859.63	211,612.37
瑞慶山ダム	1961年6月30日	227,131.00	227,131.00					227,131.00
		1,577.00	442,181.68		957.00	3,200.63	4,157.63	439,601.05
車 輦								
1959年型シボレーピクアツプ	1959年9月9日	2,450.00	2,450.00	5年	408.30	490.00	898.30	1,551.70
1960年型コンソル	1960年7月18日	1,895.00	1,895.00	5年		347.42	347.42	1,547.58
1960年型ダットサンピクアツプ	1960年11月7日	1,300.00	1,300.00	5年		173.33	173.33	1,126.67
		2,450.00	3,195.00		408.30	1,010.75	1,419.05	4,225.95
什 器 備 品								
フライデン計算器	1960年1月5日	850.00	850.00	10年	42.50	85.00	127.50	722.50
計 算 器	1960年3月10日	120.00	120.00	5年	8.00	24.00	32.00	88.00
タイプライター	1960年3月12日	235.00	235.00	10年	7.83	23.50	31.33	203.67
ファイリングキャビネット	1959年10月22日	90.00	90.00	10年	6.00	9.00	15.00	75.00
ファイリングキャビネット	1960年3月12日	83.00	83.00	10年	2.77	8.30	11.07	71.93
カーデツクスキャビネット	1960年3月10日	50.00	50.00	5年	3.33	10.00	13.33	36.67
カーデツクスキャビネット	1960年3月10日	40.00	40.00	5年	2.67	8.00	10.67	29.33
書 類 棚	1960年7月5日	23.00	23.00	5年		4.60	4.60	18.40
金 庫	1960年7月18日	176.00	176.00	10年		16.17	16.17	159.83
鉄製キャビネット	1961年5月17日	300.00	300.00	10年		2.50	2.50	297.50
椅子 10 脚	1959年9月21日	97.75	97.75	10年	8.15	9.78	17.93	79.82
		1,565.75	499.00		81.25	200.85	282.10	1,782.65
合 計		\$ 5,592.75	\$ 445,875.68		\$ 1,446.55	\$ 4,412.23	\$ 5,858.78	\$ 445,609.65

琉球水道公社

表A-2

資本金明細表

1961年6月30日現在

	合計	米陸軍贈与 によるパイプ ライン	高等弁務官室 の資金による 施設	ARI資金に よる比謝川原 水施設
1960年7月1日現在	\$1,020,057.68	\$ 1,577.00	\$ 763,429.33(A)	\$255,051.35
ディストリクトエンヂニアへ支払はれた資金	494,552.98	— 0 —	494,552.98	— 0 —
水道公社への出資金	998,017.69	— 0 —	998,017.69	— 0 —
修正 (B)	[40,579.35]			[40,579.35]
1961年6月30日現在	\$2,472,049.00	\$ 1,577.00	\$2,256,000.00	\$214,472.00

A——1960年6月30日現在米陸軍ディストリクトエンヂニアによる支出額

B——工事完了の時にのみARI資金による工事は記録すると云う方法による修正

琉球水道公社

表-B

比較損益及び剰余金計算書

1960及び1961会計年度

	自1960年7月1日 至1961年6月30日	自1959年7月1日 至1960年6月30日
売上高		
水の売上高	\$340,172.90	\$ 194,108.61
修理及びサービスによる収入	5,775.63	4,834.38
原価		\$ 198,942.99
水の	204,622.61	118,144.54
修理及びサービス	5,250.38	4,394.15
売上総益		122,538.69
一般管理費		76,404.30
給料	11,399.09	7,750.53
賃金	359.75	139.50
事務用消耗品	976.66	557.04
電話、電報及び郵便料	677.78	327.62
広告	196.71	— 0 —
修理維持費	97.12	186.93
交通費	40.00	41.81
車輛維持費	584.76	321.91
光熱費	207.80	107.41
家賃	1,200.00	883.25
失業保険料	126.67	48.14
会計監査料	700.00	736.77
保険料	334.10	135.99
雑費	9.13	— 0 —
	16,909.57	11,236.90
現場維持費		
USARYISによるサービス	74.33	495.27
現地調達	304.50	1,476.82
	378.83	1,972.09
借地料	1,138.03	— 0 —
減価償却費	4,412.23	1,127.55
		14,336.54
		62,067.76
営業外収益		
直結、閉陸、検査の手数料	709.00	— 0 —
預金利息	6,531.59	— 0 —
延滞水道料に対する利息	2,752.91	— 0 —
当期純益		— 0 —
前期修正(表B-2)		— 0 —
期前利益剰余金	123,230.38	62,067.76
	127.51	[1,758.89]
期前利益剰余金	97,717.98	37,409.11
期末利益剰余金	\$221,075.87	\$97,717.98

琉球水道公社

表B-1

売上及び原価

自1960年7月1日 至1961年6月30日

	売 上			売 上 原 価	
	ガ ロ ン (千単位)	単 価	数 量 金 額	ガ ロ ン (千単位)	金 額
1. 浄 水					
市 町 村	755,367.6	\$.2194	\$165,727.67	755,367.6	\$117,369.49
従量制 (基本料金2弗)	1,841.0		374 748.00	1,841.0	} (A) 24,800.60
従量制	156,987.8	\$.2194	34,442.93	157,581.1	
端数	[.5]				
小 計	914,195.9		200,918.60	914,789.7(A)	142,170.09(B)
定額制 (一軒当り月\$4.85):					
マスターメーター地域	98,419.0		8,056 39,071.36	98,419.0	15,315.85
非マスターメーター地域	225,387.0		14,085 68,310.30	225,373.9	34,917.73
端数	[13.1]				
	323,792.9		107,381.66	323,792.9	50,233.58
合 計	1,237,988.8		308,300.26	1,238,582.6	192,403.67
2. 原 水					
那覇市 (計器による)	398,408.0	\$.0800	31,872.64	398,408.0	12,218.94(C)
3. 修 理 料 金			5,659.34	(D)	5,144.67
合 計	1,636,396.8		\$345,832.24	1,636,990.6	\$209,767.28

琉球水道公社

表B-1-2

売上及び原価 (註)

自1960年7月1日 至1961年6月30日

A. 売上及び売上原価の差 593.8M/ガロンは下記の調整による。

USARYISよりの7月分	588.8 M/ガロン	\$ 85.64
USARYISよりの8月分	5.0 M/ガロン	.70
	<u>593.8</u>	<u>\$ 86.34</u>

B. USARYISよりの浄水原価は次の通り

期 間	M/ガロン	単 価	金 額
1960年7月1日より1961年4月30日まで	977,289.7	\$.1580	\$154,411.71
1961年5月1日より1961年6月30日まで	261,292.9	\$.1454	37,991.96
	<u>1,238,582.6</u>		<u>\$192,403.67</u>

C. USARYISよりの原水に対する原価計算は、M/ガロン当りの単価によらず給水に要した材料人件費の 実 費 を基礎とする。

D. 修理料金はUSARYISよりの請求額に10%を附加する。

琉球水道公社

1961年6月30日現在財務諸表に対する脚註

1. 未収金の文書による確認は前記の通りされていない。

未収金残高の内訳は次の通り：

今月分 (6月分)	\$31,864.97
30日～60日 (5月分)	2,899.79
60日以上	1,722.49
	<u>\$36,487.25</u>

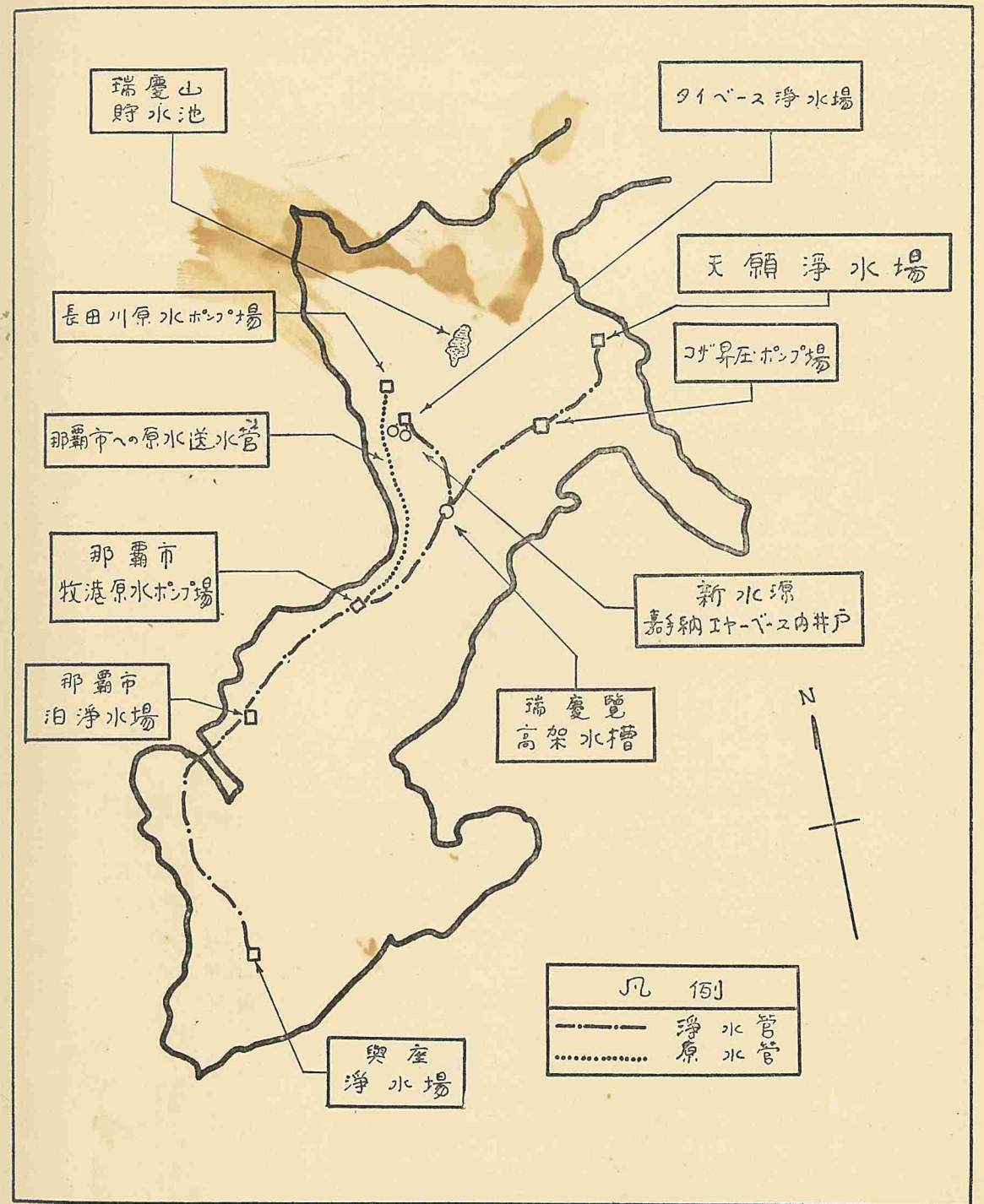
1961年7月1日より8月30日までの未収金徴集の試査の結果\$659.25の集金は60日以上未収金に対する徴集であることを確認した。

2. 工事費前渡金\$127,861.31及び建設仮勘定\$1,203,134.00は、瑞慶山ダム及び比謝川原水施設及び牧港パイプラインの建設のため高等弁務官及び琉球水道公社よりディストリクトエンジニアに支払れたものである。

3. 水道料保証金 \$20,885.58は文書による確認はできなかつたが記録文書試査の結果、当該金額は正しいと認める。

図表1

統合水道施設図(主要施設)



第 1 章

1961会計年度中の主要事項

1. 財 政

a. 1961年6月30日に終る会計年度の公社の収入は次の通りである。

浄水、原水売上高及び陸軍による量水器取付、給水管の連結、修理作業
に対する公社手数料 \$ 345,948

尚、本会計年度中に於ける公社の給水量は下記の通りである。(単位ガロン)

浄 水	1,237,989,000
原 水	398,408,000
計	<u>1,636,397,000</u>

上記給水量を使用者別にみると(単位ガロン)

市 町 村	
浄 水	755,368,000
原 水	398,408,000
営 業 用	158,828,000
家 事 用	323,793,000
計	<u>1,636,397,000</u>

b. その他の収入合計は\$9,994で、その内訳は下記の通りである。 \$ 9,994

公社所有分水口の使用料及び給水装置検査手数料	\$ 709
銀行預金利子	\$ 6,532
水道使用料延滞利子	\$ 2,753

c. 1961会計年度の営業収入及びその他の収入合計 \$ 355,942

d. 支出総額 \$ 232,712

内 訳	
駐琉米陸軍からの浄水購入原価	\$ 192,404
駐琉米陸軍からの原水購入原価	\$ 12,219
陸軍の実施した量水器取付、水道管の連結修理費	\$ 5,250
公社運営費(職員俸給、会計検査料、事務所借賃、事務用 機械消耗品購入費、車輛及什器維持費、その他雑費)	\$ 16,910
配水管、量水器維持費及び水道番号票、閉栓用器具購入費	\$ 379
借地料(瑞ヶ山貯水池、牧港商業地区の配水管施設用地)	\$ 1,138
減価償却費(水道管、車輛、事務用機械)	\$ 4,412

e. 1961会計年度の純益 \$ 123,230

f. 前会計年度中の売上高修正額 \$ 128

g. 1961会計年度の増加収益 \$ 123,358

2. 運 営

1961会計年度中に、宜野湾、読谷、美里の三村が新たに統合施設に参加したが、下に示す通り、需要量が急速に増加した。

a. 需 要 者

公社水道使用者数

	1960年6月30日現在	1961年6月30日現在	増 加 率
	<u>1,203</u>	<u>2,333</u>	<u>93.9%</u>

b. 売 上 高

(1) 浄水及び原水売上高内訳(単位1,000ガロン)

	1960会計年度	1961会計年度	増 加 率
浄 水	693,955	1,237,989	78.4%
原 水	195,896	398,408	103.4%
計	<u>889,851</u>	<u>1,636,397</u>	<u>83.9%</u>

(2) 使用者別給水量(単位1,000ガロン)

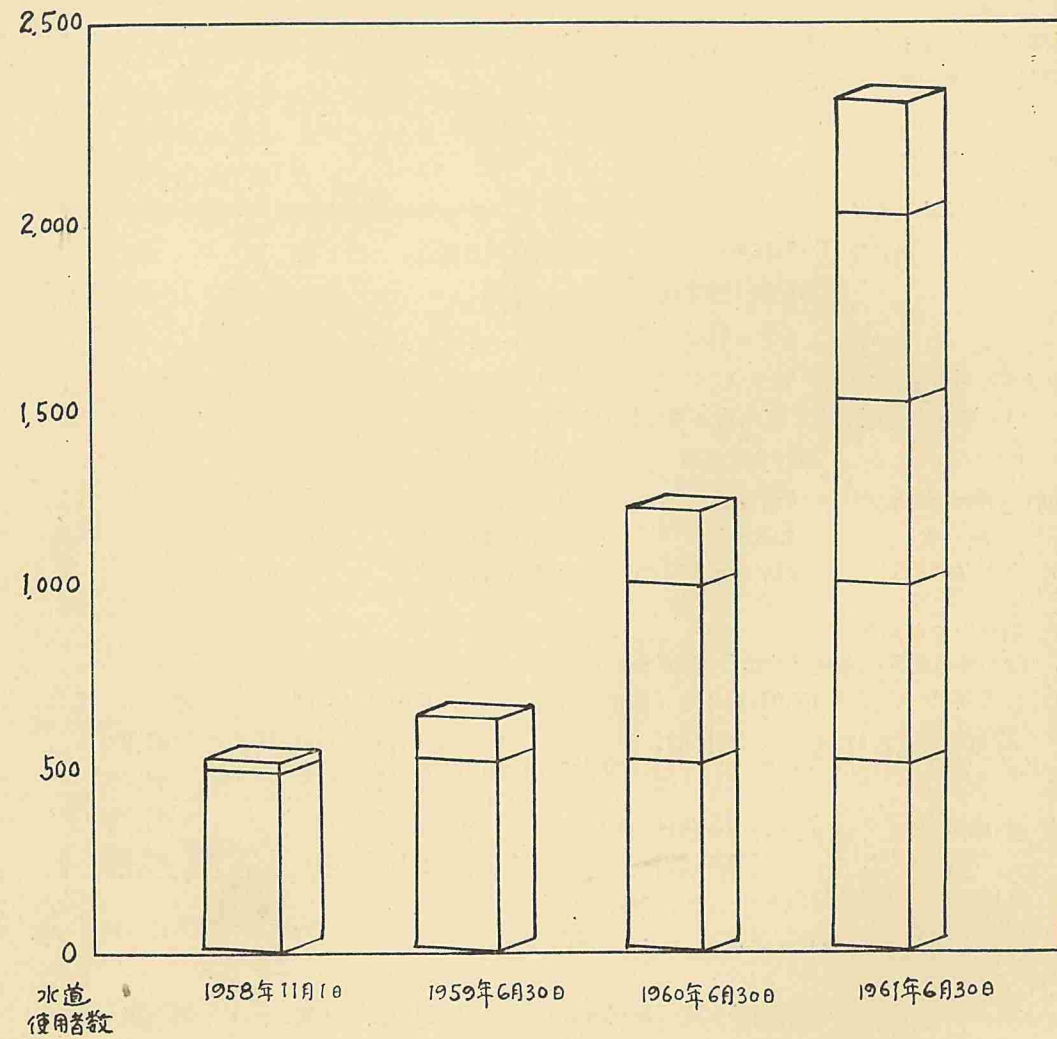
	1960会計年度(修正済量)	1961会計年度	増 加 率
市町村(註1参照)	555,031	1,153,776	107.9%
営業用	111,603	158,828	42.3%
家事用	223,217	323,793	45.1%
計	<u>889,851</u>	<u>1,636,397</u>	<u>83.9%</u>

(註1.) 市町村別給水量(単位1,000ガロン)

	1960会計年度(修正済量)	1961会計年度	増 加 率
那 覇 市	436,314	884,028	102.6%
コザ市	109,679	194,154	77.0%
北 谷 村	9,038	15,168	67.8%
宜 野 湾 村	—	55,436	—
読 谷 村	—	3,583	—
美 里 村	—	1,407	—
計	<u>555,031</u>	<u>1,153,776</u>	<u>107.9%</u>

図表 2

公社水道使用者数



(3) 市町村地区への給水量 (浄水及原水を含む) (単位1,000ガロン)

市町村地区	給水量	百分比
那 覇	891,375	54.5
コザ	203,898	12.5
宜野湾	186,287	11.4
浦添	150,527	9.2
北谷	74,579	4.6
北中城	44,885	2.7
美里	36,349	2.2
嘉手納	23,051	1.4
読谷	21,502	1.3
具志川	3,944	0.2
計	<u>1,636,397</u>	<u>100.0</u>

3. 工事の竣工

1961会計年度に完成した工事は次の通りである。

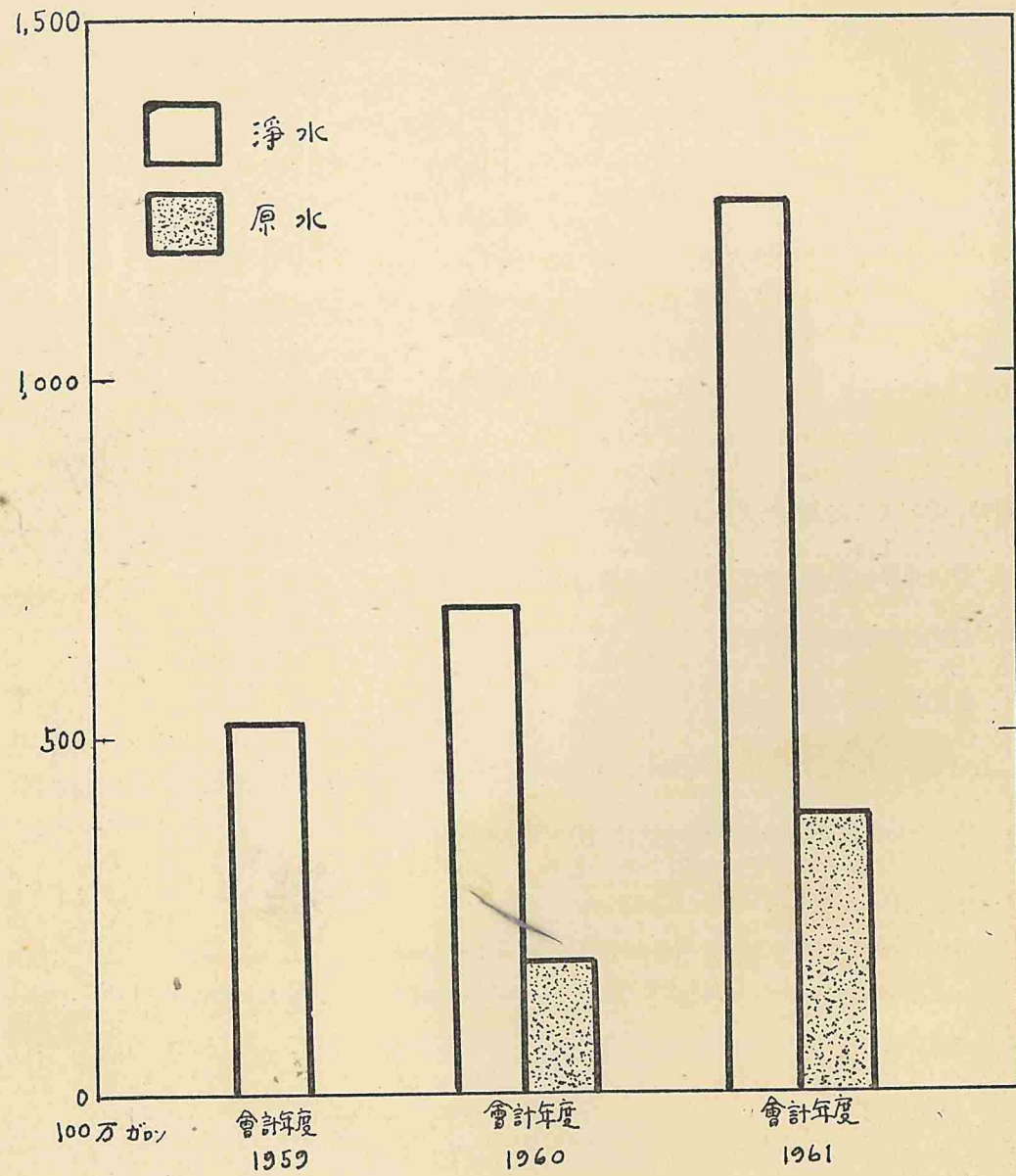
- a. 普天間那覇間の16吋及14吋浄水本管88,304呎の敷設工事
- b. 瑞ヶ山貯水池建設工事
- c. 普天間ポンプ場建設工事

上記工事の外に、次の工事が1961年3月30日現在竣工間近かにあつた。

- a. 楚辺から残波岬に至る6吋浄水管12,301呎の敷設工事
- b. 長田川ポンプ場建設工事

図表 3

水道公社の給水状況



第 2 章

沿革及び運営の概要

戦前、琉球住民は大い河川、井戸又は天水を使用していた。米国陸軍は占領早々、沖縄で飲料水施設を建設し、軍の余剰水を、市町村、公共団体及び個人に給水してきた。しかし、軍の水道施設は、軍の需要のみを充たすために設計されているため、その水源、ポンプ施設、配水管等は、琉球経済の需要を充たすには不十分であったので、米国陸軍と高等弁務官府では、1958年に、軍民両方の需要を充たすための統合水道施設の建設、資金調達及び運営に対する責任を負うこと、琉球住民に飲料水を供給する施設費は、高等弁務官府又はその代行機関が責任を負うことに意見が一致した。

琉球水道公社は、高等弁務官府費用によって建設された全施設、米国政府の費用による施設の一部及び軍施設に加えられた改良施設の所有権を取得し、かつ、駐琉米陸軍との契約によって生じた責務を遂行するために創設されたのである。

琉球水道公社定款に規定されている通り（附表3参照）公社は、琉球住民の使用に供し、その利益をはかり、産業の発展をはかる目的及びその他の目的で水の集取、処理、送水、配水及び販売するため、水道管を相互に連結し、別個の水道施設を一個乃至数個の施設に統合する目的で、水の生産用財及び施設を取得、維持、運営する権限を与えられている。



写真 1.

タイベース浄水所

この浄水所は嘉手納航空隊基地内にあつて、現在の1日浄水能力8,600,000ガロンを15,000,000ガロンに拡張することになっている。

公社は、定款、条例、及び琉球列島首席民政官の任命する6名（内1名は票決権を有しない）の理事で構成する理事会の定める方針にしたがって運営されている。理事の内2名は高等弁務官府を、1名は琉球政府を、1名は琉球開発金融公社を、1名は琉球駐留米陸軍工兵隊を他の1名は沖縄工作隊を夫々代表している。更に公社は、高等弁務官府職員2名の顧問から、法律、技術面の助言を受けている。公社の日常業務は、総支配人、出納官等13名の琉球人職員で運営されている。

天願から那覇に至る地域の琉球住民に、1日最少5,000,000ガロンの飲料水を供給するため、弁務官府一般資金2,200,000弗の費用で一連の工事が、1959年に計画された。さらに、米国議会は、那覇市へ原水を1日2,000,000ガロン供給できる原水施設建設費として600,000弗の支出を承認した。この600,000弗建設工事計画で、比謝川から牧港の那覇市ポンプ場に至る原水管敷設工事は、1959年10月に完成し、仮設ポンプ施設を使用して運営されている。恒久ポンプ場は、1961年6月30日現在で95%完成した。これらの工事が竣工すれば、水道公社は、諸施設の所有権を取得する。さらに公社は、駐琉米陸軍から、軍施設外の給水施設の幾分かを無償で譲りうけた。

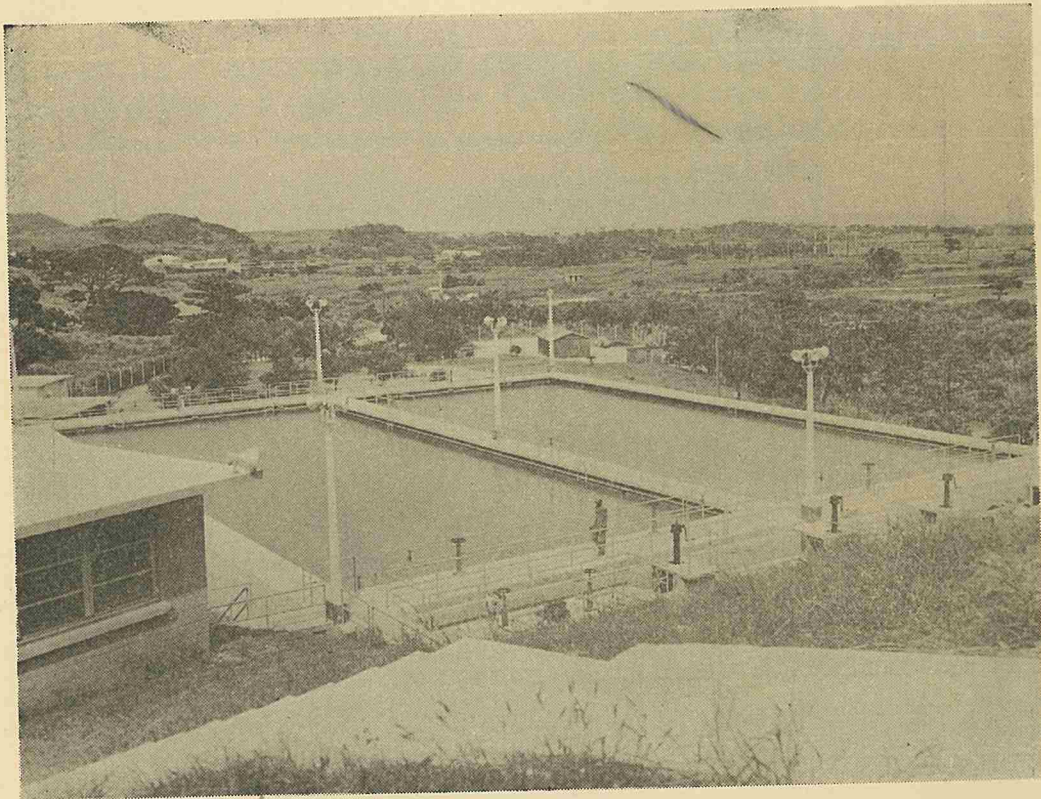


写真 2. 天願浄水所

この浄水所は天願川近くにあつて、1日の浄水能力は6,000,000ガロンである。ここで処理された水は瑞ヶ覧高架水槽に送られて貯水され配水される。

統合水道施設の基本施設は、2,800,000弗の追加施設をも含めて、引続き駐琉米陸軍が運営することになっているが、市町村又は個人所有以外の需要者への給水の責任は公社にある。これら受水者中には、那覇市、コザ市等の大口需要者の外に、企業体、一般家庭等が含まれている。

1958年11月1日公社発足に当って、駐琉米陸軍は公社に約500件の水道使用者を引きついだ。1960年6月

30日現在公社水道使用者は1,203件に増加し、1961年6月30日現在2,333件に増加した。市町村が水道施設を建設するにつれて、その市町村地域内の水道使用者には、公社からの直接給水は行なはなないことになっている。

運営方針として、公社はその資本の5%の利益をあげる義務がある。琉球電力公社と異り、水道公社は、軍から使用料その他の支払は受けていない。それは公社の施設で軍施設への給水は行っていないからである。しかし公社の施設を軍の施設へ統合することによって、中部沖縄及び那覇市に、1日5,000,000ガロンの浄水と1日2,000,000ガロンの原水を供給するために要する投資額は、別個の施設を建設する費用より遙かに少額で足りたわけである。水道公社の水道使用料率は、購入水原価、運営費、施設の原価償却費及び資本に対する利潤にもとづいて定められている。

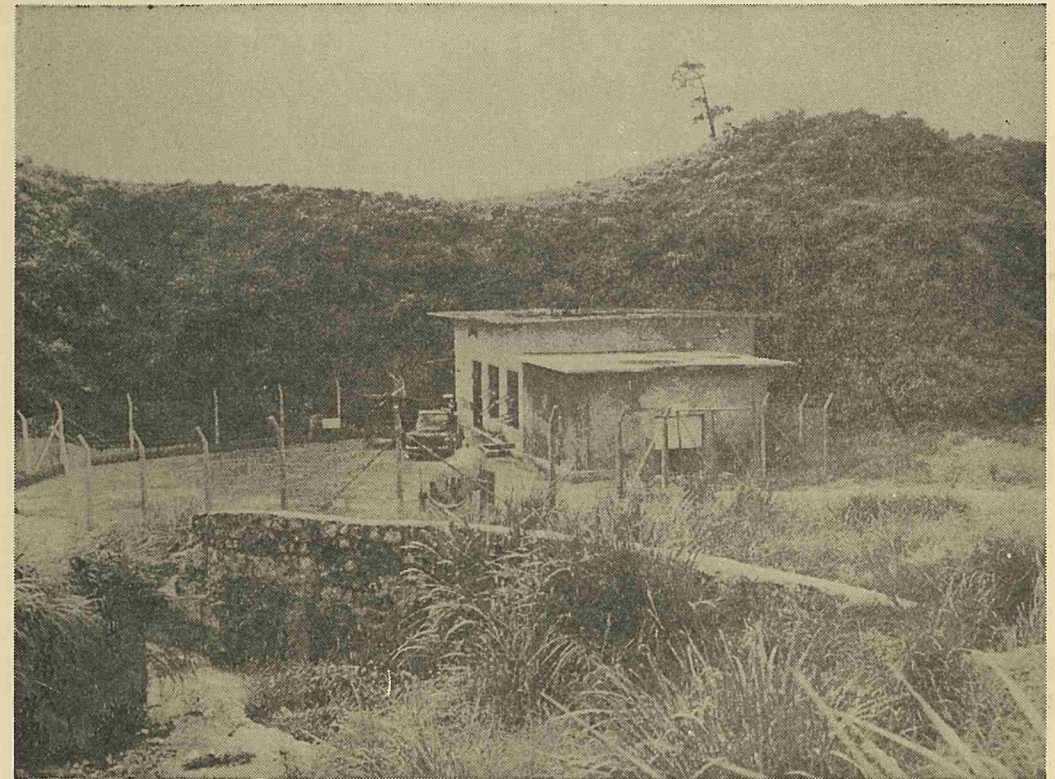


写真 3. 比謝川ポンプ場

比謝川にあつて、川の水をタイペース浄水所に送る。このポンプ場の送水能力は、1日8,600,000ガロンである。

公社の運営から生ずる純収入は、さらに施設を改善拡張するため、公社に保留されている。公社定款は次の通り規定している。即ち、「運営費、施設の改修、拡張費及び非常用支出額を考慮に入れ、基金が公社の必要とする額以上の余剰金があると理事会が決定した場合、その余剰金は、雑収入として、琉球列島米国民政府一般資金勘定に払込むものとする。」高等弁務官府一般資金は、琉球住民の利益のために管理運営されて居り、高等弁務官府又は米国政府のためには利用されない。

過去12ヶ月（1960年7月1日～1961年6月30日）の間公社は那覇市に原水を1,000ガロンにつき\$0.008で、市町村を含むすべての従量使用者に浄水を1,000ガロンにつき\$0.2194で、又住宅には1ヶ月\$4.85でそれぞれ販売した。水道公社は原価で駐琉米陸軍から水を購入したが、購入価額は、原水1,000ガロンにつき

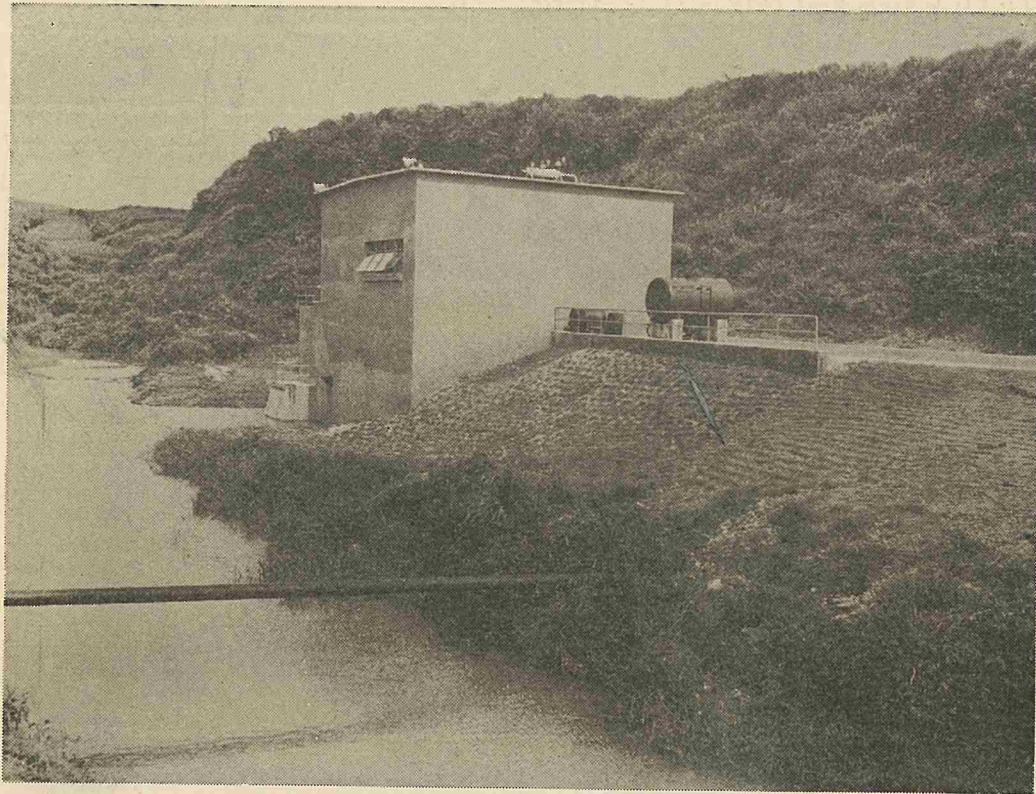


写真 4.

長田川ポンプ場

長田川にあって、1号線沿いに敷設された原水管を通じて牧港の那覇市ポンプ場に原水を送っている。このポンプ場の送水能力は、1日2,000,000ガロンである。

\$0.033、浄水1,000ガロンにつき\$0.158であった。ただし、浄水価額 \$0.158は、1961年5月1日から1,000ガロンにつき\$0.1454に改められた。

琉球には、現在10個の市町村水道施設がある。それは、本島では、那覇市、名護町、北谷村、宜野湾村、美里村、読谷村、宮古の平良市、八重山の石垣市及び大浜町である。那覇市は、浄水能力1日3,700,000ガロンの浄水所がある。

1960会計年度に那覇市が公社から購入した原水及び浄水は、436,314,000ガロンで、那覇市の総配水量の35.5%に相当し、1961会計年度に那覇市が公社から購入した総水量は884,028,000ガロンで那覇市の総配水量の58.5%に相当する。公社の那覇市以外の市町村に対する1960及1961会計年度における給水量は、それぞれ、118,717,000ガロン及び269,748,000ガロンであった。1960年6月30日現在、公社統合水道施設を通して給水を受けた琉球住民数は54,500人であったが、1961年6月30日現在、その数は101,000人に増加した。

1965年迄に、琉球経済の需要浄水量は、民用供給最大可能量を上廻ることが予想されるので、公社は、高等弁務官府及び陸軍と提携して、将来の需要に応ずるため新水源の開発を企てている。

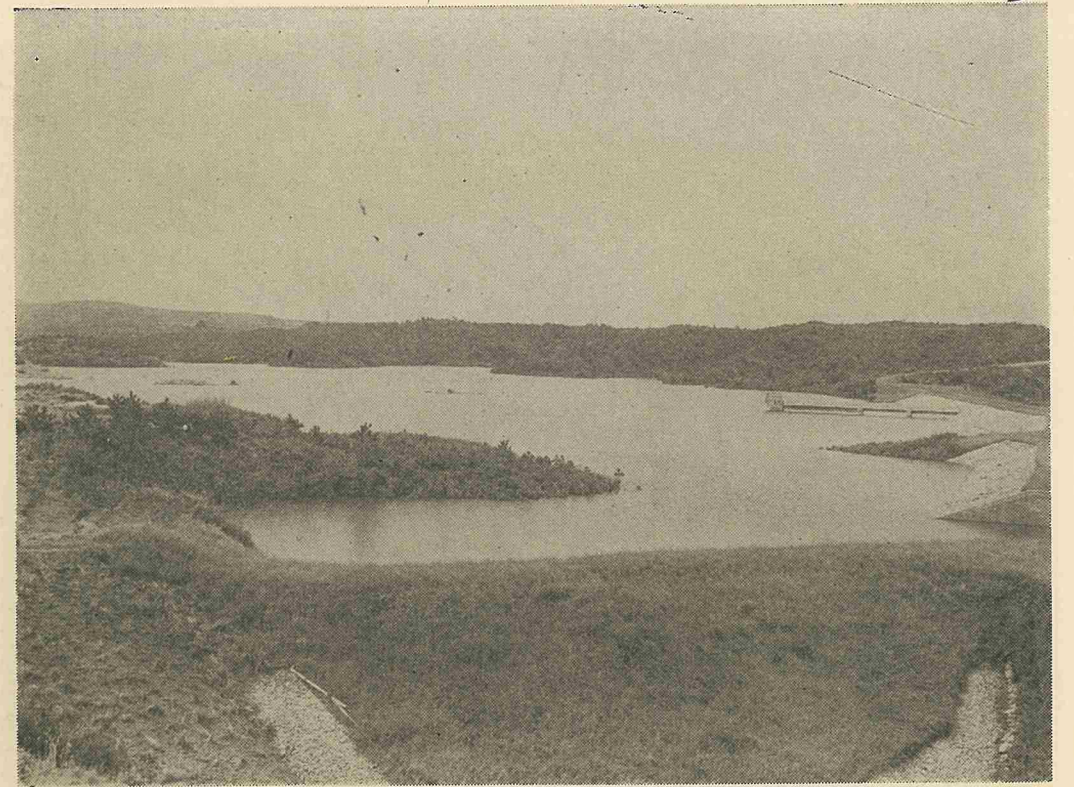


写真 5.

瑞ヶ山貯水池

比謝川の支流にあって、この貯水池は1961会計年度に完成された。貯水能力は6,000,000,000ガロンで、比謝川の水位が低下した場合、貯水池の水を川に放出する。

第 3 章 水道開発計画

1 現行の計画

a. 統合水道施設の改良計画

統合水道施設を改良するための建設費として高等弁務官府一般資金から水道公社に2,200,000弗の資金が割当てられた。この2,200,000弗計画中の最後の工事は、1962年に竣工予定であるが、現在施行中同の主要工事は下記の通りである。

(1) 浄水管敷設工事

(a) 楚辺、残波岬間

楚辺、残波岬間の軍施設及部落に給水するための6吋管敷設工事を駐琉米軍と公社の共同出資で施行中であるが、この工事は1961年6月30日現在、99%竣工している。

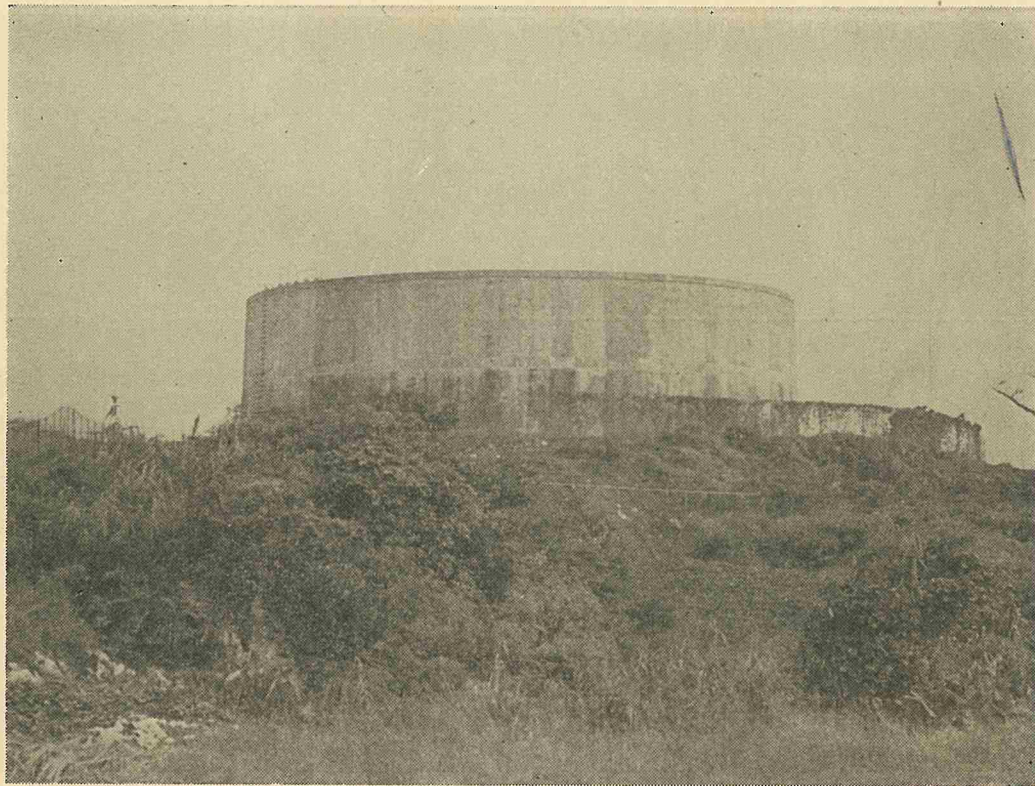


写真 6.

瑞ヶ覧高架水槽

タイベース及天願両浄水所で処理された水は、この水槽に一旦貯水される。貯水能力は1,500,000ガロンである。

(b) タイベース浄水所、嘉手納タンク、瑞ヶ覧高架水槽間

これは、タイベース浄水所と瑞ヶ覧高架水槽間の既設16吋及14吋管を32吋石綿管と取替える工事で、1962会計年度に竣工予定である。

(2) 嘉手納地下水源開発工事。

嘉手納航空隊基地内に、1日3,000,000ガロンの水が取れる地下水源を探し当てた。この水源から出る水はタイベース浄水所で処理されることになっている。この水源開発工事も1962会計年度に竣工の予定である。

(3) タイベース浄水所拡張工事。

タイベースの1日浄水能力を8,600,000ガロンから15,000,000ガロンに拡張する計画で、これも1962会計年度に完成する予定である。

b. 原水施設建設工事

米国議会は、那覇市に1日2,000,000ガロンの原水を供給するための原水施設建設費として600,000弗の支出を承認したが、この計画で、建設中の工事は下記の通りである。

(1) 長田川恒久ポンプ場は、1962年6月30日現在95%竣工した。

(2) 長田川ダム建設工事は1962年4月に竣工予定である。

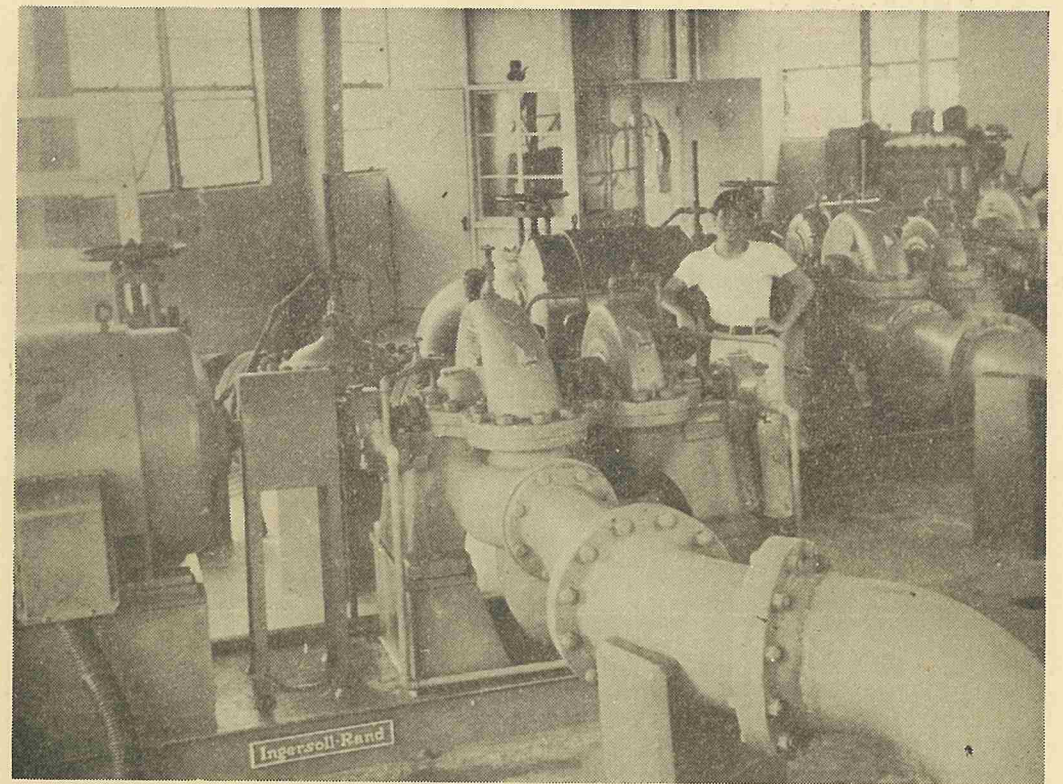


写真 7.

那覇市牧港ポンプ場

水道社の原水管の末端にあつて、原水を那覇市泊浄水所に送っている。送水能力は、1日3,000,000ガロンである。

統合水道施設改良工事進捗状況

	1962年6月30日現在
1. 浄水管敷設工事	
a. 瑞ヶ覧、普天間間	100%
b. 普天間、那覇間	100%
c. 楚辺、残波岬間	99%
d. タイベース浄水所、嘉手納タンク、瑞ヶ覧高架水槽間	3%
2. 瑞ヶ山ダム	100%
3. 勢頭原監視塔移転及道路工事	100%
4. 普天間ポンプ場	100%
5. 嘉手納地下水源	
a. 集水施設	3%
b. 水源、タイベース浄水所間原水管敷設工事	3%
6. タイベース浄水所拡張工事	0
7. 川崎原水管の浄水管への切替工事	0
8. 水源調査その他	100%
9. 原水施設	
a. 嘉手納、牧港間原水管敷設工事	100%

b. 長田川ポンプ場

95%

c. 長田川ダム

0

2 将来の計画

2,200,000弗工事計画が完成した場合、駐琉米陸軍から公社が入手できる浄水は最高限度、5,000,000ガロンであるが、公社の調査によれば琉球経済の浄水に対する需要量は、遅くとも1965年までに5,000,000ガロンを上廻る予想である。それで、琉球経済の将来の需要を充たすため、水源調査案を立て、本問題解決の予備手段として、下記の計画に対する承認を求める計画である。

a. 国場川を水源として開発できるか否かを調査する。国場川から、1日6,000,000ガロン取水可能と推定されている。

b. 統合水道施設の基本計画を立てる。この計画には、将来の水に対する需要供給、北部沖縄の水床地帯の調査が含まれている。北部沖縄から1日50,000,000ガロン取水可能と推定されている。

c. 沖縄に於ける河川の流量測定をする。

4. 償 還

本契約の執行に当って、陸軍に支払う金額は、運営維持に要する実費、使用資材費、占用土地に対する適正な割当負担金及他の米国政府機関に対して定められた率による管理並に設計費とする。ただし、見積額500弗以上を要する維持、修理、改造は緊急な場合を除き、施行前に公社の承認を得なければならない。

5. 発効日及解約に関する規定

契約第2部の有効期間は1959年10月23日から事情により止むを得ず本契約を解約又は修正する時までとし、かかる解約又は修正は、双方の承認を得た後か又は正当権者の指示によつてのみ行う。

駐琉米国陸軍代表

副司令官

米国陸軍準将

G・T・パワーズ

民政府代表

琉球水道公社理事長

ジェームス・A・ロス

別表1号

軍水道施設に統合すべき琉球列島米国民政府出資による開発計画及建設費（修正）

建設すべき施設及建設費見積額

琉球経済に更に1日5,000,000ガロンの飲料水を供給するために統合施設の一部として運営さるべき追加施設の建設が必要である。下記は建設すべき施設とその見積額である。

a. 瑞ヶ山ダム及附属施設	\$ 302,684
b. 瑞ヶ覧貯水槽から那覇市浄水場間16吋及14吋管敷設	\$ 650,451
c. 普天間ポンプ場	\$ 57,042
d. 天願ポンプ場拡張、天願 タイベース間の原水管の浄水管との取替	\$ 75,718
e. タイベース浄水所の浄水能力及送水能力の拡張	\$ 270,392
f. タイベースから瑞ヶ覧貯水槽に至る16吋管を28吋管との取替	\$ 493,110
g. 嘉手納航空隊内に於ける地下水源開発及南部沖縄に於ける水源調査	\$ 360,151
計	<u>\$ 2,209,548</u>

別表2号

浄水単価算定書

(1960会計年度実績による)

運営費 — 浄水所及施設	\$ 324,094
維持費 — 浄水所及施設	175,588
配水本管及給水管	29,219
管理及設計費（上記の6%）	31,734
計	<u>\$ 560,630</u>
給水量（単位1,000ガロン）	<u>5,42,588</u>
運営維持費単価（単位1,000ガロン）	\$ 0.1034
電力費	\$ 0.0420
単価計（単位1,000ガロン）	<u>\$ 0.1454</u>

附表3

高等弁務官布令第8号

1958年9月4日

琉球水道公社の設立

1. 本布令の一部としてここに添附する定款に規定する権限、義務及び責任を有し、琉球水道公社と称する公共法人団体を茲に創設する。

2. 本布令は、1958年9月4日に効力を発生する。

高等弁務官に代つて

ヴオナ・F・バージャー
米 国 陸 軍 准 将
首 席 民 政 官

琉球水道公社定款

1960年6月30日改正第1号

第1条 琉球水道公社の目的

琉球住民の需要と利益、産業の発展、その他の用途に必要な水の集取、処理、送水、配水及び販売する施設を取得、維持運営するために、琉球列島米国民政府（以下「民政府」という）の一機関として、琉球水道公社（以下「公社」という）と称する法人団体を設立する。

第2条 本 社

公社の宛名及び本社事務所所在地は、琉球列島沖縄那覇とする。

第3条 理 事

1. 公社の理事会（以下「理事会」という）は、琉球列島 首席民政官又はその正式後任者が任命する5名の理事で構成する。なお、首席民政官は、公社の総裁を兼務する理事長及び 副総裁を兼務する理事を指名する。理事の任命権者は、理事長又は理事長代理の要請により、正理事が不在又は都合により出席できない場合、理事の職務を行なう代理理事を、正理事1名につき1名以上任命することができる。

2. 理事の任期は、任命権者の自由裁量によるものとする。ただし、早期に免職されないかぎり任命にあつて任命権者が定める期間在任しなければならない。理事の後任者は、前任者の場合と同様な方法で任命される。

3. 理事に欠員が生じて、4名の正理事が在任しているかぎり、公社の職務遂行についての理事会の権限に影響するものではない。正理事又は正理事と代理理事4名をもって理事会の議決に要する定員とする。理事会の決議は理事3名の同意を必要とする。

4. 理事会は、公社の業務、庶務及び財産の運営、管理一般に当るものとし、かつ、この定款及び関係法令にもとづき、公社が遂行し得るすべての権限を行使することができる。

5. 理事会の定例会議は、理事会の議決により定める日時と場所に於いて、毎月一回開催する。臨事会議は、理事長又は理事2名により、3日以前に通知して召集することができる。

6. 理事は公社の理事としての職務に対し、任命権者の定める額の俸給又は給与の支給を受ける。ただし、如何なる場合でも、合衆国政府又は琉球政府の被用者は、公社理事としての職務に対し、如何なる俸給又は給与をも受けてはならない。理事が、この定款によって理事会に附与された職務の遂行にあたって負担した費用については、理事会の承認を得て、公社がその実費を負担する。

7. この定款に別段の定めがある場合を除き、理事の任命権者の承認又は指示にもとづいて、理事会は、役員ならびに公社の職務執行に必要な職員又は代理人を選任し、その給与、職務分掌を定め、理事会の指名する者については、適当な契約書を要求する。いずれの役員、職員又は代理人も、琉球列島首席民政官又はその正式後任者の指示及び自由裁量により免職することができる。

8. 理事会は、任命権者の指示する期日及び様式により、業務及び会計明細書を任命権者に提出する。

9. 理事は、就任に際し、この定款によって課せられた職務を公正適確に履行することを宣誓して署名しなければならない。

第4条 役員

1. 公社の役員は、総裁及びその他理事会の任命する役員を以て構成する。

2. 総裁は、理事会の決議にもとづき、公社の業務を執行し、指揮し、公社の名義で、かつ公社を代表して、契約書、譲渡証書、賃貸借契約、その他法人財産に係る証書を作成し、交付する。総裁は、公社の日常業務遂行に必要な契約、及び文書の行使権を、公社支配人に委嘱することができる。

3. 総裁を除く役員職務及び権限は、その職務及び任命に関する決議によって定められる。

第5条 法人としての権限

1. この定款により別に明示されない限り、公社は

- a. その法人名の継承権を有する。
- b. その法人名において訴訟の当事者となることができる。
- c. 公社の印章を採択し、使用する。
- d. この定款によって認められた契約を結ぶことができる。
- e. 業務処理の必要上、又は便宜上、不動産又は動産を購入又は賃借して保有することができる。
- f. 土地収用権を行使する権限を有する。ただし、不動産を又はその権利を買い上げもしくは収用する場合は、その所有権は、公社の名においてかつ、この定款の目的達成のために取得されなければならない。

g. 水の集取、処理、送水、配水及び販売するため、いかなる動産、不動産もしくはこれに伴う権利を取得する権限を有し、かつ、琉球列島において、ダム、ポンプ場、浄水所、送水管、貯水施設等の附属設備を取得又は建設し、水道管を連結することによって多数の給水施設を1個の或は数個の施設に統合する権限を有する。

h. さらに次の権限を有する。

(1) 公社財産の一部もしくは全部を、証書、賃貸借、又はその他の方法によって譲渡すること。ただし500弗を超ゆる価格の財産は、琉球列島首席民政官又はその正式後任者の事前の承認なしに譲り渡してはならない。さらに、水の取集、処理、送水、配水、販売以外の目的のため、又は公社設立目的に反する目的のために、公社の全財産を譲渡してはならない。

(2) 前記(1)の規定に基づいて、公社財産の一部又は全部をアメリカ合衆国に賃貸すること。

(3) 琉球列島内において水の供給、一般販売に従事する個人会社に融資し、その債券を購入する権限を有する。

i. 水を生産、購入し、琉球列島首席民政官及びその正式後任者の承認した料率で、公私の需要者に水を供給し、販売すること。

j. その他公社の目的達成上必要なすべての法的行為を行なう権限を有する。

第6条 印章

公社の印章は、公社の名称及び設立年の記された円形のものとする。

第7条 免 税

公社、その財産、収入、事業、経営はあらゆる税金を免除されるものとする。

第8条 会 計

1. 琉球水道公社基金(以下「基金」という)を茲に設定する。この法令にもとづく運営から生ずる収入は基金に繰入れるものとし、基金はこの法令にもとづく公社の全支出に使用する。

2. 理事会は、認可された予算に従って、基金のうち現在必要でない部分を、琉球政府又はその代行機関の利息を生ずる債券に投資する権限を有する。この債券の元金及び利息は琉球政府が保証するものとし、利率は公社と琉球政府間の協定によって定める。基金におけるすべての債券に対する利息、及び債券の販売又は償還から生ずる収入は基金に繰入れその一部となる。

3. 公社の銀行勘定及び当座預金勘定は、理事会の指定する銀行に設けられ、この勘定はすべて基金に繰入れられ、その一部となる。

4. 公社の運営費、施設の改修、拡張費、並びに非常支出額を考慮に入れ、基金が公社の必要以上の余剰額があると理事会が認めた場合は、その余剰額は、雑収入として琉球列島米国民政府一般資金勘定に繰入れるものとする。

5. 公社は、その目的の如何を問わず、負債が1,000,000弗を超えない額内で金銭を借入れることができる。この目的で、公社は、支払期日以前に公社が随時償還しうる手形、社債券、その他の債券を、該証書に規定される方法で発行することができる。公社の起債はすべて、首席民政官の認可を受けなければならない。

第9条 予算及会計検査

1. 公社は、予算の提出日、書式及び内容、資料の分類並びに作成及び提出方法について首席民政官が定める規則、及び規定にもとづき、年次業務予算を編成し、首席民政官に提出し、その審査及び承認を受

けなければならない。予算は、公社が法によって権限を与えられた事業を適切に遂行しうるように、臨時支出等の予備費を充分考慮した弾力性ある運営計画でなければならない。

2. 公社の会計事務は、営利法人業務に適用される原則と手続にもとづき、かつ、首席民政官が定める規則及び規定のもとに、毎年検査が行なわれる。

第10条 解 散

1. 公社が解散する場合又は琉球列島首席民政官又はその正式後任者から公社が解散する旨の通告があった場合は、理事会は、公社資産を精算し、その業務を閉鎖する。解散の期日又は通告の日から一年を経過しても理事会が公社資産の精算及び業務の閉鎖を完了しない場合は、かかる精算閉鎖業務は、琉球列島米国民政府に移管され、民政府は、公社業務の精算閉鎖の遂行についての理事会の権限を継承する。

2. 公社のすべての資産の精算及びすべての合法的債務支払準備が完了した後に生ずる残額はすべて、琉球列島米国民政府一般資金に繰入れられる。

第11条 改 正

この定款は琉球列島米国民政府首席民政官又はその正式後任者のみが改正できる。